

# 「21世紀の資本」は相続をどう扱ったか

## —相続制度と税制—

駒村 康平

慶應義塾大学経済学部教授

### はじめに

なぜ現在、「21世紀の資本」がブームになったのか？そこには、「われわれ99%」運動など、世界的な所得格差の拡大があり、それが政治的な力などによって増幅、固定化され、もう追いつけないほどの差が生まれているという閉塞感があると思われる。そして過去にその閉塞感を打破した出来事は、富の格差を根こそぎ破壊し、問題をリセットした二つの戦争だったというピケティの「発見」に、人々が納得感と同時に不安を感じているのではないか。これが「21世紀の資本」の誘惑と、この本がブームになった背景にあると考える。

そして、本特集の「はじめに」ピケティの「21世紀の資本」をどう読むか」でも紹介したようにピケティの格差拡大論は「資本収益率 $r >$ 所得成長率 $g$ 」というわかりやすい関係式が今後も格差が拡大する根拠になっている。ただし、富の集中が永続的に

続くためには、高所得層のなかでも富の継承、すなわち遺産相続が不可欠である。ピケティの問題意識のなかには、相続が強く意識されている。本稿では、あまり注目されていないピケティの相続に関する議論を紹介しよう。

### ピケティの相続の方程式

「21世紀の資本」では、遺産相続の問題はⅢ部11章で取り上げ、今後、経済成長( $g$ )が鈍化していく21世紀で、遺産相続は19世紀と同じぐらい重要なになると見ている。

経済学の中では、これまで相続の分析、特に歴史的な分析はかなり難しい研究テーマであった。その最大の理由はデータ制約である。しかし、歐州は中世以降、親子間の扶養契約の歴史があり、扶養と引き替えに相続することが確立していた。親子間などの相続・扶養契約の古文書を分析し、相続の社会的な役割とその変化に関する歴史研究の蓄積は存在する。

またフランス革命以降に相続税制を確立したフランスには、豊富な税データが存在する。ピケティはこの相続に関する税務データと経済フローデータを組み合わせて論考を進めている。

「21世紀の資本」の相続に関する分析もまた独特である。

相続分析における重要な恒等式は以下のようになっている。

こまむら こうへい

慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学）。東洋大学教授を経て現職。専門は社会保障論、経済政策。

著書に『中間層消滅』（角川新書 2015年）、『日本の年金』（岩波新書 2014年）、『最低所得保障』（編著、岩波書店 2009年）、『大貧困社会』（角川SSC新書 2009年）、『社会保障の新たな制度設計』（編著、慶應大学出版 2005年）『年金はどうなる』（岩波書店 2003年）など。

$by = \beta \times \mu \times m$  これは、以下を意味する。  
遺産所得／所得 = (遺産／所得) × (平均遺産／平均資産) × 死亡率

すなわち

$by$  : 相続と贈与の年間フロー (相続によって発生する所得の移転 (= 遺産所得)) が国民所得に占める割合 (= 遺産所得／国民所得)

$\beta$  : 資本／所得比率

$\mu$  : 生存者 1 人あたりの平均財産 (資産) に対する死亡時の平均財産 (資産) の比率。

$0 \leq \mu \leq 1$

$m$ : 死亡率

したがって、 $m$ 、 $\mu$ 、 $\beta$ が高いほど、 $by$ は大きくなる。ピケティは  $by$  の過去、現在、将来の動きに注目している。

まず、数値例では死亡率  $m = 2\%$ 、 $\mu = 1$ 、 $\beta = 6$  とすると  $by$  は 12%、すなわち経済における所得の移転の 12% が遺産・贈与で説明できるとしている。

$\mu$  の大きさは、経済学的にも注目すべき係数である。これは、「人は、どの程度の遺産を残すのか」という問題に関わる。

ミクロ経済学が想定するように、人々が合理的で、かついつ死亡するかわかっていると想定すると、死亡時までに全資産を使い切るライフサイクル行動をとるはずである。しかし、実際には死亡時期はわからないので、財産の使い残しが発生し、遺産となる。ただ、もし高齢者が子・孫に財産を残すことを考えず、自分の消費のことしか考えないとし、完全に合理的な消費と貯蓄行動をするならば、老後は、預貯金など持たず、生存を条件に受け取ることができ民間の年金保険を購入すれば、使い残しをゼロにすることはできる。

しかし、実証データはそうではなく、膨大な資産が高齢者によって保有されている。ピケティは、これを「富の年齢分布」と呼び、長寿社会のなかで、より高齢者が富を保有することを「資産の高齢化」と呼んでいる。

ただ、 $\mu$  は時代によって変化し、1940-1950 年の期間は 1 を下回ったとしている。この理由は、2 度の世界大戦で全般的に資産は破壊されたが、若

い世代はその後の経済復興で資産の回復が可能だったのに対し、高齢者は資産の回復が難しかつたためとしている。

そして、 $\mu$  が 1 を下回ることを「富の若返り」と呼び、「戦争はすべてのカウンターをゼロ、あるいはゼロ近くにリセットし、必然的に富の若返りをもたらした」(「21世紀の資本」p 412)。

この富の若返りで、第二次世界大戦後、 $by$  は低下した。しかし、ピケティは、 $\mu$  は今後、再び上昇すると見ており、現時点で 20%、19 世紀と同じ水準とみている。

そして今後は、経済における相続の影響は強まるとしている。第二次世代大戦直後に現役世代を迎えた 1920 年代生まれの世代にとっては、相続の影響は小さかったが、1970 年代生まれでは、賃金の低いほうから下位 50% の労働者の生涯労働所得以上の遺産を相続できる割合は 12% で、今後その割合は上昇し、2010 年以降のコホートで 13%~15% になるとしている。

ピケティの表現ではないが、このことをたとえると、100 人で 100m 競争を始めるのに、スタート時点ですでに走者のうち 13 から 15 人はすでにゴールに到達しているということになる。相続の有利さを強調するために、100m × 4 人リレーにたとえるとよりわかりやすいだろう。第一走者のスタート時点で、先に第二走者にバトンを渡しているようなグループは、多額の資本を保有しており、その収益率の高さという追い風により「より早く走る」ことができる。加えて政治力、影響力を使ってリレーのルールを自分たちに有利に変更することも可能になる。このように走れば走るほどこのチームと別のチームの差は広がっていく。

## 相続に関する経済分析

経済学のこれまでの研究蓄積から見て「21 世紀の資本」の相続分析はどのように評価できるだろうか。まず、ピケティは、人々の貯蓄動機そして遺産動機を明確にしていない。そこでは、高齢者の遺産保有動機を、「一族への譲渡や一種の安心感」を列挙

しているに過ぎない<sup>1</sup>。では、経済学は遺産・相続についてどのように分析してきたのだろうか。

遺産に関する研究、蓄積の紹介は少ない。遺産に関してどのような研究がこれまで行われてきたのか、石川(1991)を手がかりに簡単に紹介しよう。

まず、メニックが1979年にアメリカ裁判所の遺言記録を使用し、所得の高いグループほど遺産を多く残す傾向が強く、高資産・所得世帯の遺産の所得弾力性を2.5と推定し、遺産が「贅沢財」であり、他方、低所得層の遺産の所得弾力性は1より小さいと分析している。このことは、高所得層では、相続が発生することにより遺産額が増加し続けることを意味する。一般に「売家と唐様で書く三代目」といわれるよう、三代目で財産を失うようなことわざもあるが、事業はともかく遺産額は加速度的に累積していくことになる。ピケティの考えるように相続を通じて資産分布が偏る傾向があることは確認されている。

また社会全体で、貯蓄した資産がどの程度、後世代に移転されているという研究にはコトリコフ・サマーズの1981年のアメリカに関する研究がある。その結果は、家計の保有する資産の中に占めるライフサイクル的な、つまり高齢とともに取り崩す貯蓄は全体の20%に過ぎず、高齢化の進展によっても貯蓄率は低下せず、資産の大きな割合が使い残しとなり遺産となるとしている。これに対してキャンベルなどが1989年に日本に関する同様の分析を行っているが、日本では遺産の影響は小さいとされている。しかし、異なる研究もある。バースホルドらの研究では、日本もアメリカも家計の保有する資産の1/3が遺産であることを推計している。このほか、1991年の堀岡の研究によると、国際比較によると資産に与える遺産の影響は、日本はアメリカ・イギリスより小さく、カナダ・フランスより大きいという指摘もある。このように貯蓄などの多くが遺産になり、次の世代の資産形成に大きな影響を与えるというピケティの主張を裏付ける研究は多く、さらに経済成長率が低くなると、遺産の重要性は増すという見方はおおむね合意されていると言つてよい。

また相続や世代間の格差の連鎖、富の集中の

連鎖については、最近、グレゴリー・クラークの『格差の世界経済史』という興味深い本が出版されている。低成長で遺産が大きな影響を持つということは、社会の流動性が低下し、階層社会が強まるここと点を分析している。この『格差の世界経済史』がユニークなのは、各国の「姓」を手がかりに社会の流動性を分析し、スウェーデンで貴族階層を先祖に持つ家系とそうではない家系で所得や職業がどの程度の差があるのかという研究である（貴族階層を先祖に持つ方が有利）。またスウェーデン同様にアメリカも社会流動性が低下し、日本については、旧華族、旧士族出身者がエリート層の出現率が高いとし、社会の流動性は高くないとしている。

## 日本の相続問題

さて日本の現在の遺産相続の状況はどうなっているだろうか。なかなかよい研究はないが、いくつか興味深いレポートがある。

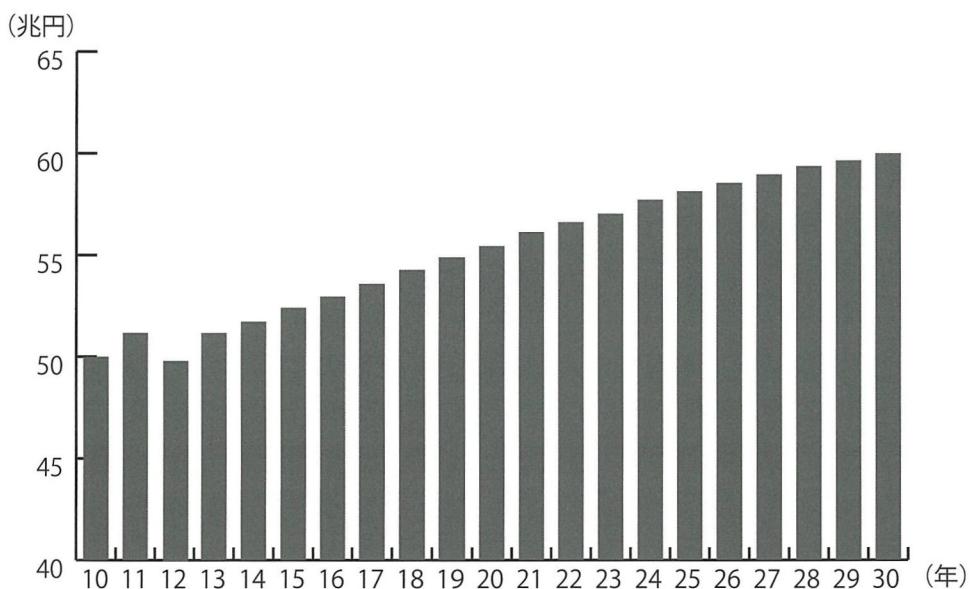
日本は、総貯蓄率自体は低下しているものの、依然として個人金融資産総額は増加しており、2014年度12月末で個人金融資産は1694兆円と1700兆円に接近している。そして60歳以上でその個人金融資産の6-7割を保有していると推計されている。

宮本(2014)によると、相続資産市場の規模は年間約50兆円、つまりGDPの10%に相当する遺産所得が発生していることになる。(図1)

これはピケティの推計したフランスの数値20%に比較するとかなり小さい数字になる。この理由として、現在の日本の死亡率が1%と低いことの影響があるだろう。しかし、死亡率は上昇傾向になる。今後、人口減少が本格化し、団塊の世代が死亡するようになるとmは急上昇する可能性もある。図1の相続の将来予測も考慮すると日本でもbyは確実に上昇することになるであろう。

さて、ピケティの言うように、個人にとって相続資産が決定的な影響を与えるような人が、現在、どの程度いるだろうか。宮本(2010)によると、相続人のうち、サラリーマンの生涯賃金3億円を超える資産

図1 相続資産市場の将来推計



注：相続税の対象とならない相続資産も含む。被相続人一人当たりの資産は横ばいと過程。

2012年までは推定値、2013年からは予想値。

出所：国税庁、総務省、国立社会保障・人口問題研究所の各統計より野村資本市場研究所推計。

出典：宮本(2014)

を相続する人は2008年で3500人、1億円を超える人は2万9000人と、相続の影響を受ける人の割合は現時点では極めて少数である。もちろん所得の上昇が期待できないなかで、相続資産の重要度が上昇することは間違いないであろうが、当面は相続の影響は限定的ともいえる。

一方、遺産の構成であるが、2010年時点で相続財産の半分以上は不動産によって構成されており、現金預貯金が占める割合は21%であるが、これは過去最大になっている。日本の遺産構成は、不動産資産が圧倒的であったが、徐々に金融資産にウェイトが移ってきてているようである。また、戦後の人口移動、構成の関係で、地方居住する80歳以上の親世代から都市部にいる50歳代の子ども世代に金融資産が遺産として流れしていくという地域間での資金の流れも増加している。一方、依然として比重の高い不動産資産が攪乱要素になる可能性がある。まず日本は今後、本格的な人口減少に突入するため、海外からの人口流入がない限り、不動産価格は低下する可能性が高い。その低下幅は、都市部と地方部で大きく異なる可能性もある。日本の場合、少子化を考慮すると不動産資産価値の変化とその分布の影響も大きくなる。

また相続税制の変更にも着目する必要がある。長寿化により相続タイミングが現役期から高齢期となったため、相続が相続人の人生に与える影響が限定的になったように見える。しかし、それを相殺する税制改正が行われている。すなわち2015年度税制改正で行われた親・祖父母による子ども・孫（20歳から50歳）への結婚・教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置である。祖父母から孫を考えた場合、これは、長寿化による相続のタイミングの遅れを相殺する効果を持つ。一方で、相続税の増税も検討されつつある。相続税課税強化として基礎控除額、税率構造の見直しが検討されている。現在、年間死者に占める相続税の課税対象者4%程度であるが、税制改正により対象者の増加が見込まれる。

実は、相続制度にも動きがある。法務省では2013年の非嫡出子の相続における取り扱いが不利な民法の規定について違憲判決を出している。これをきっかけに現在、民法の相続関連に関する法制度の見直しが議論され、2015年1月に法務省が報告書を出している。そこでは、少子化・長寿化・家族の多様化をうけた議論も行われており、家族内における扶養の報酬としての寄与分の評価（家族

のなかで親の介護（療養看護）などを行ったものに遺産の配分の際に有利に評価する）や遺留分（法定相続人（子どもなど）であることから、最低限度、保障される部分。この部分が小さくなれ、被相続人（親）の遺産配分の自由度は広がる）の見直しも言及されている<sup>2</sup>。

## ピケティの相続制度改革

こうした相続制度については、ピケティは「21世紀の資本」では言及はないが、彼のエッセイ集の「トマ・ピケティの新・資本論」のなかで相続制度についての言及があるので紹介しよう。「7. 相続税はどうあるべきか」でフランスの相続税制（2006年時点）について議論している。まず興味深いのは、フランスでも、孫への直接の財産譲渡を可能にした点について、長寿化への対応という視点から言及しているが、特段の評価は行っていない。また財産の不分割について相続人全員ではなく3分の2の同意に変えたことに言及している。そして、フランスの相続制度の課題として、相続税の税率の問題よりも相続制度の硬直性、すなわち、被相続人の財産分割の自由が弱く、均等相続をしたほうが税制上有利になっていることを問題として指摘している。また「9. 再び相続税を考える」は、相続税率の引き下げ、廃止の議論を批判し、同時に相続制度の見直しを主張している。

フランスでも日本同様に、生前贈与などによって孫に対する財産移転の動きがあるのは興味深い点である。また被相続人による財産分割の自由については、遺留分の見直しの議論に重なる。この点について、マンキューと伊東（2015）の以下のような指摘がある。

まず、特集の「はじめに」でも触れたが、マンキュー（2015）は、資産／所得比率が上昇し、かつ資産の集中度が上昇しても、相続税や複数の子ど

もに相続財産を分割を考慮すれば簡単に富は集中しないとしている。また伊東（2015）も、相続において、均等相続にし、これに累進的な相続税を課税すれば、富の集中を緩和できるとしている。

いずれも一人の子どもに遺産を集中させないで、子どもに均等相続のような形で配分したほうが富の集中速度を緩めることができるという見方である。均等相続の考えはフランスでは平等の仕組みとして長い歴史を持っている。しかし、ピケティは、富の集中は危惧する一方で、均等相続ではなく、英米の被相続人（親）の自由を求める自由相続を支持しているようである。

相続タイミングの変化、相続財産の分割方式の見直し、相続財産価格の変化が富の集中に与える影響に注目したいところである。■

### 《注》

- 1 遺産動機には利他的動機、扶養などの交換動機、家系を守る王朝動機などがある。
- 2 英国、米国では遺留分ではなく、被相続人（親など）の自由意志で遺産を配分できる。一方、ドイツ、フランスなどでは、法定相続人に最低保障を行い、被相続人の自由を制限している。

### 《参考文献》

- 石川経夫（1991）『所得と富』岩波書店。  
 伊東光晴（2015）「誤読・誤謬・エテセトラ」『世界』2015年3月号。  
 宮本佐知子（2014）「本格的に動き出す個人金融資産」『野村資本市場クオータリー』2014年秋号。  
 宮本佐知子（2010）「近年のわが国の相続動向とその示唆」『野村資本市場クオータリー』2010年夏号。  
 グレゴリー・クラーク（2015）『格差の世界経済史』（久保惠美子訳）日経BP。  
 Greg Mankiw（2015）『Mankiw.Blog』  
<http://gregmankiw.blogspot.jp/2014/04/first-thoughts-on-piketty.html>  
 トマ・ピケティ（2014）『21世紀の資本』（山形・守岡・森本訳）みすず書房。  
 トマ・ピケティ（2015）『トマ・ピケティの新資本論』（村井章子訳）日経BP。